

化学物質等のリスクアセスメント実施に関する自主点検 R7

・本フォームは、宮城労働局公式HP上で自主点検を実施する旨の表示をしております。 <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roundoukyoku/2/226/r7kagaku-taisaku.html>・本フォームに回答する場合は、厚生労働省が定めるプライバシーポリシーに同意したこととみなします。 厚生労働省 プライバシーポリシーサイトへのリンク <https://www.mhlw.go.jp/stf/chosakuken/ms365policy.html>

* 必須

基本情報

本自主点検については、封筒宛名の事業場（支店、営業所、工場等）の状況についての点検をお願いするものです。（企業、法人単位の点検ではありません。）「*」が付いた質問項目は、必ずご回答ください。

1. 整理番号（任意）

※依頼文をお送りした封筒宛名記載の番号（数字5桁）が分かる場合は入力してください。

2. 事業場所在地を管轄する監督署を選択してください *

- 仙台労働基準監督署
- 石巻労働基準監督署
- 古川労働基準監督署
- 大河原労働基準監督署
- 濱峰労働基準監督署

3. 法人名及び事業場名 *

（記載例：○○株式会社△△支店など）※封筒が届いた事業場名をご記入ください。

4. 事業場所在地 *

（市区町村から入力してください）

5. 担当部署名

6. 担当部署の電話番号 *

(ハイフン不要)

7. 事業場の労働者数 *

(派遣労働者、パート・アルバイトを含む通常の労働者数)

8. 業種 *

※製造業企業ではあるものの、事務、営業等のみを行う事業場である場合には、「事務・営業事業場のみ」を選択してください。

- 食料品製造業
- 繊維・衣服等製造業
- 木材・木製品・家具・装備品製造業
- パルプ・紙・紙加工品製造業
- 印刷・製本業
- 化学工業
- 窯業土石製品製造業
- 鉄鋼業・非鉄金属製造業
- 金属製品製造業
- 機械器具製造業（一般・電気・輸送用等）
- その他の製造業
- 事務・営業事業場のみ（敷地内に製造等作業場なし）
- 電気・ガス・水道業
- その他

製造又は取り扱う化学物質について

9. リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱っていますか。 *

※「リスクアセスメント対象物質」については、本自主点検のご案内や当局ホームページ等の関係情報を参照してください。

※化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも製造に該当します

- 製造している
- 取り扱っている
- 製造、取扱いとも有り
- 製造、取扱いとも無し

10. 製造し、又は取り扱っているリスクアセスメント対象物質はどのくらいの数ですか。 *

- 1～9物質
- 10～49物質
- 50～99物質
- 100物質以上

主に製造し、又は取り扱っている化学物質の詳細情報について

製造し、又は取り扱っているリスクアセスメント対象物のうち、主な物質（物質の有害性や揮発性・飛散性が高い（ばく露量が多い）物質、取扱量が比較的多い物質など）の名称、取扱頻度、作業時間、用途及び取扱量について、最大3物質回答してください。1物質目については12～16、2物質目については17～21、3物質目については22～26に記載して下さい。主な物質が1物質の場合には17～26、2物質の場合には22～26については回答不要です。27に進んでください。

11. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物の名称 1物質目 *

12. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物質はどのような作業で取り扱っていますか 1物質目 *

- 混合、注入等
- 小分け、移替え、補充等
- 塗装、塗布、表面加工等
- 清掃、洗浄、拭き拭き等
- 消毒、殺菌、漂白等
- 接着
- 剥離、除去等
- 調査、研究等
- その他

13. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物の取扱頻度 1物質目 *

- おおむね週1回以上
- おおむね週1回未満

14. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物の1日の作業時間・ばく露時間 1物質目 *

※複数人が使用する場合は最も多い人の作業時間・ばく露時間（時間単位（30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨て。））で記載してください。）

15. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物質の**1日の取扱量** **1物質目***
※複数人で使用する場合は最も取り扱う量が多い人の取扱量(mL,L,g/kg,t)

16. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物の**名称** **2物質目**

17. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物質は**どのような作業**で取り扱っていますか **2物質目**

- 混合、注入等
- 小分け、移替え、補充等
- 塗装、塗布、表面加工等
- 清掃、洗浄、払拭等
- 消毒、殺菌、漂白等
- 接着
- 剥離、除去等
- 調査、研究等
- その他

18. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物の**取扱頻度** **2物質目**

- おおむね週1回以上
- おおむね週1回未満

19. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物の**1日の作業時間・ばく露時間** **2物質目**

※複数人が使用する場合は最も多い人の作業時間・ばく露時間（時間単位（30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨て。）で記載してください。）

20. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物質の**1日の取扱量** **2 物質目**

※複数人で使用する場合は最も取り扱う量が多い人の取扱量(mL,L,g/kg,t)

21. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物の**名称** **3 物質目**

22. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物質は**どのような作業**で取り扱っていますか **3 物質目**

- 混合、注入等
- 小分け、移替え、補充等
- 塗装、塗布、表面加工等
- 清掃、洗浄、払拭等
- 消毒、殺菌、漂白等
- 接着
- 剥離、除去等
- 調査、研究等
- その他

23. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物の**取扱頻度** **3 物質目**

- おおむね週1回以上
- おおむね週1回未満

24. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物の**1日の作業時間・ばく露時間** **3 物質目**

※複数人が使用する場合は最も多い人の作業時間・ばく露時間（時間単位（30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨て。）で記載してください。）

25. 製造し、又は取り扱っている主なリスクアセスメント対象物質の1日の取扱量 3物質目

※複数人で使用する場合は最も取り扱う量が多い人の取扱量(mL,L,g/kg,t)

26. 化学物質等又は化学物質等を含む製品等を他の事業者に譲渡・提供・販売していますか。*

はい

いいえ

27. 譲渡、提供、販売する化学物質等にラベル表示を行い、安全データシート（SDS）を譲渡先等に通知していますか。*

はい

いいえ

今後、通知する予定

リスクアセスメント等の実施体制等の整備状況

28. 化学物質を使用する労働者数は何人くらいですか *

※本問における「化学物質」には、リスクアセスメント対象物質以外のものも含めて御回答ください

1人～5人

5人～10人

11人～30人

31人～50人

51人以上

29. 「化学物質管理者」を選任し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的事項の管理を行わせていますか。 *

はい

いいえ

今後、選任する予定

30. 選任した化学物質管理者に必要な講習を受講させていますか。 ※「製造」事業場においては、告示で定める講習修了者から選任する必要があります。 *

はい

いいえ

今後、受講する予定

31. 選任した化学物質管理者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより、労働者に周知していますか。 *

はい

いいえ

今後、掲示する予定

32. リスクアセスメントの結果、保護具を着用させる場合、「保護具着用管理責任者」を選任していますか。

※保護具を着用させる必要がない場合は、回答不要です

はい

いいえ

今後、選任する予定

33. 選任した保護具着用管理責任者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより、労働者に周知していますか。*

はい

いいえ

今後、掲示する予定

34. 衛生委員会（又は安全衛生委員会）において、リスクアセスメント等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、リスクアセスメント健康診断の実施状況、今後の予定等について調査審議していますか。*

※労働者50人以上の事業場では衛生委員会（又は安全衛生委員会）を設置する義務があります。（労働安全衛生法第17～19条）

はい

いいえ

今後、衛生委員会（又は安全衛生委員会）を設置する予定

衛生委員会（又は安全衛生委員会）の設置義務なし（労働者数50人未満）

35. 衛生委員会（又は安全衛生委員会）の規程等に化学物質等のリスクアセスメント等に関する調査審議事項を規定していますか。*

※リスクアセスメントの調査、措置等については衛生委員会（又は安全衛生委員会）の付議事項となっています。（労働安全衛生規則第22条）

はい

いいえ

今後、規定する予定

36. 労働者数が50人未満の事業場においては、労働者の意見聴取を行っていますか。*

※労働者50人未満の事業場については、安全又は衛生に関する事項について関係労働者の意見を聞く機会を設ける必要があります。（労働安全衛生規則第23条の2条）

はい

いいえ

今後、関係労働者の意見を聞く機会を設ける予定

化学物質対策の実施状況について

化学物質の製造、取扱いに際し、実施している事項についてお聞きします。

37. 取り扱っている化学物質等をすべて特定し、把握していますか。*

- はい（すべて特定、把握している。）
- 一部特定、把握していない
- いいえ（特定、把握していない）
- 今後、特定、把握する予定

38. 取り扱う化学物質等に関する安全データシート（SDS）を入手し、備付けていますか。またそれを労働者に周知していますか。*

- はい
- いいえ
- 入手、備付けのみ実施（労働者に周知していない）
- 今後、入手し、備付け、周知する予定

39. 化学物質等に関するリスクアセスメントを実施していますか。*

- はい
- はい（業種・作業別マニュアルに基づき実施）
- いいえ
- 今後、実施する予定

40. 特定された危険性又は有害性についてリスクの見積りを行っていますか。*

- はい
- いいえ
- 今後、実施する予定

41. 化学物質等に関するリスクアセスメントはいつ実施していますか。*

- (リスクアセスメント対象物を) 原材料等として新たに採用し、又は変更するとき
- (リスクアセスメント対象物を) 製造又は取り扱う業務の作業方法・手順を新規に採用し、又は変更するとき
- (リスクアセスメント対象物の) SDS等の情報に変更があったとき
- 上記のいずれにおいても実施
- その他

42. リスクアセスメントの結果を踏まえ、リスク低減措置の検討を行っていますか。*

- はい
- いいえ
- 今後、実施する予定

43. 優先順位の高いリスク低減措置を採用するようにしていますか。*

※優先順位：リスクが低い代替物への変更 > 工学的措置（密閉化等の設備的対策）> 管理的措置（作業手順見直し、作業者教育等）>個人用保護具の使用

- はい
- いいえ
- 今後、実施する予定

44. リスクアセスメントの結果に基づき実施する健康診断等の要否について、労働者の意見を聴取した上で、判断していますか。*

- はい（判断することを規定している場合等を含む。）
- いいえ
- 今後、意見を聴取した上で判断する予定

45. 化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づく措置、労働者のばく露状況、関係労働者の意見聴取状況について記録を作成し、3年保存することにしていますか。*

- はい
- いいえ
- 記録は作成しているが、保存は3年未満。
- 今後、記録を作成し、3年保存とする予定

46. 化学物質等を取り扱う労働者等に対し、安全データシート（S D S）やリスクアセスメントの結果等についての周知、教育等を行っていますか。*

- はい
- いいえ
- 今後周知、教育等を実施する予定

47. 濃度基準値設定物質を製造し、又は取り扱っている場合、リスクアセスメント等において、労働者のばく露濃度を基準値以下であることを確認していますか。*

※濃度基準値設定物質は、本自主点検のご案内にある関係情報を参照してください。

- はい
- いいえ
- 濃度基準値設定物質を製造し、又は取り扱っているかわからない
- 今後、確認する予定
- 該当なし（濃度基準値設定物質の製造及び取扱いはない）

48. 濃度基準値設定物質について、濃度基準値を超えたおそれがあった場合に、健康診断を速やかに実施していますか。または実施することになっていますか。*

※安衛則第577条の2第4項において、濃度基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露した場合の健康診断が義務となっています。

- はい
- いいえ
- 今後、実施する予定

49. リスクアセスメント見積もりの過程において、数理モデル等による推計におけるばく露濃度が濃度基準値の1／2を超えている場合、測定により、濃度基準値以下であることを確認していますか。*

- はい
- いいえ
- 今後、確認する予定

50. リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱っている場合、労働者の氏名や作業記録、ばく露状況等を作成し、30年保存することにしていますか。*

※がん原性物質は、本自主点検のご案内にある関係情報を参照してください。

- はい
- いいえ
- 該当なし（がん原性物質の製造及び取扱いはない）
- がん原性物質を製造し、又は取り扱っているかわからない
- 今後、記録等を作成し、30年保存とする予定

51. 皮膚等障害化学物質を取り扱う場合、不浸透性の保護具を着用させていますか。*

※皮膚等障害化学物質は、本自主点検のご案内にある関係情報を参照してください。

- はい
- いいえ
- 該当なし（皮膚等障害化学物質の取扱いはない）
- 皮膚等障害化学物質を製造し、又は取り扱っているかわからない
- 今後、着用させる予定

52. リスクアセスメント対象物を小分けにして保管する際、当該物質名称と人体に及ぼす作用を容器等に表示する等により、取り扱う者に明示していますか。*

- はい
- いいえ
- 該当なし（小分けして保管することはない）
- 今後、明示する予定

53. 労働者の雇入れ時、配置転換時に化学物質の危険有害性に関する事項等を教育していますか。*

- はい
- いいえ
- 該当なし（令和5年4月以降の雇入れ、配置換えはない）
- 今後、教育する予定

54. リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う設備に係る改造、修理、清掃等（当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業に限る。）を注文する場合に、当該注文の請負人に対し、当該物質の有害性等の情報を文書等により通知していますか。*

- はい
- いいえ
- 該当なし（R6.4月以降、注文歴、予定等がない）
- 今後、通知する予定

その他

55. その他、意見、連絡事項等記入欄（自由記入）

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

